

綾瀬市告示第21号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域を次のとおり定める。

平成24年3月30日

綾瀬市長 笠間 城治郎

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定に基づき、区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

- 1 a区域 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（平成24年綾瀬市告示第19号）により指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域として定められた区域
- 2 b区域 指定地域のうち第2種区域として定められた区域
- 3 c区域 指定地域のうち第3種区域及び第4種区域として定められた区域